

平成27年1月29日

道 路 局

## 「占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度の運用方法（案）」 に関するパブリックコメントの募集について

平成26年5月28日に成立した「道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）」により、占用料の多寡等により占用者を選定する入札（以下「占用入札」という。）制度を導入することとしたことから、占用入札制度の運用方法を定めることを検討しております。

具体的には、

- ・ 占用入札の実施方針
- ・ 占用入札の対象とする施設等の種類
- ・ 占用入札に用いる占用料の額の最低額
- ・ 占用入札参加資格要件
- ・ 落札者の決定方法

等について定めるものです。

つきましては、別紙の運用方法（案）について、本日より2月27日までパブリックコメントの募集を行います。

◎問い合わせ先：

国土交通省道路局路政課道路利用調整室 課長補佐 樋口 陽介

連絡先 03-5253-8111（内線37-362）

03-5253-8481（直通）

03-5253-1616（FAX）